

第3次東浦町男女共同参画プラン（案）

1 作成の趣旨及び目的

性別にかかわらず誰もが尊重され、社会の対等な構成員として、仕事や家庭、地域生活など、あらゆる分野に参画できる機会が確保され、かつ共に責任を担う男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。

本町においても、家庭や地域社会、職場などあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、新たに男女共同参画プランを策定します。

2 作成の背景

東浦町では、「東浦町男女共同参画プラン」（平成16年（2004年））及び「第2次東浦町男女共同参画プラン」（平成22年（2010年））に基づき、町行政と住民が手をたずさえて、男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを進めてきました。また、少子高齢化や家族形態の多様化、雇用環境の変化など、社会情勢の変化を受け、平成27年（2015年）にはプランの見直しを行いました。

その後、平成27年（2015年）には「女性活躍推進法」、平成30年（2018年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、女性の活躍に係る施策が全国的に進められています。

平成27年（2015年）に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、「ジェンダー平等を実現しよう」が目標の一つとして掲げられ、ジェンダー平等がすべての国にとって重要な目標であることが改めて確認されました。

しかしながら、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、日本の順位は156か国中120位（令和3年（2021年）時点）と、国際社会に大きな後れを取っています。

また、令和2年（2020年）以降、世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症は、家庭内暴力の増加や、雇用・所得への影響、家庭内労働の負担などの面において、根強く残る男女間の格差を浮き彫りにしました。

令和元年（2019）年に東浦町に住む18歳以上の住民を対象に実施したアンケートでは、「社会や生活の中で、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか」という設問に対し、「社会全体」で「平等になっている」と回答した人は全体の15.6%でした。

このような状況のなか、引き続き男女共同参画社会を実現するための取組が求められています。

3 立案する際に整理した実施機関の考え方

活力あるまちづくりには、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を發揮できることが不可欠です。

第3次東浦町男女共同参画プランは基本理念として『自分らしさ』をみんなが認め合う「持続可能なまち」を掲げ、「男だから」「女だから」ではなく、「自分らしさ」を大切にしながら、互いに認め合い、SDGs（持続可能な開発のための目標）のひとつである「ジェンダー平等を達成しよう」の実現を目指します。